

国営多良間土地改良事業（農業用排水）における 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

国営多良間土地改良事業（農業用排水）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

（１）国営事業費 27,500 百万円（令和 5 年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

（２）負担区分の予定

工 事 の 区 分	国 庫 負 担	県 負 担	村 負 担	地 元 負 担
貯水池工事	95.0 %	5.0 %	—	—
貯水池以外の工事	90.0 %	8.0 %	2.0 %	—

（注）国及び県が負担する金額以外の負担金は、多良間村が全額負担する。

2 土地改良法第 90 条の規定による村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の多良間村は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 90 条第 9 項の規定により、当該村が負担する負担金を沖縄県に対して負担する。

3 村負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度の初日とする。

4 地元負担の予定基準

該当なし。

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。